

令和4年度 前期分
授業料・入学料免除等申請要領（独自制度分）

兵庫県立大学

令和4年度前期授業料及び入学料について、本学の独自制度による減免を申請する場合の要領をまとめています。

令和4年度における授業料等減免制度の概要は、9ページからの別添資料のとおりですので、国の修学支援新制度との関係や制度内容等をよく理解した上で、減免を希望する者は、申請書と添付書類を期限までに提出してください。

※ 国の修学支援新制度による授業料等減免の対象になる者は、この申請とは別に手続を行う必要があります（既に予約採用手続済みの者を除く。）。別途案内しますので、日本学生支援機構のホームページに掲載されている「給付奨学金案内」等を参照して、そちらの申請も行ってください。

1 免除等の種類

①全額免除、②半額免除、③月額分納（分割納付）、④延納（納期限の延長）の4つの区分（③・④は授業料のみ）があり、世帯人員に応じた認定総所得金額と成績要件等によって可否の判定を行います。

授業料の月額分納と延納は、希望者のみ、全額又は半額の免除が不許可の場合に判定します。月額分納と延納は、重複して受けられませんので、いずれか希望する方を選択してください。（対象となる判定基準は同じですので、いずれを選んでも有利・不利はありません。）

※月額分納：授業料を分割して、期間内の毎月25日（後期の最終は2月25日）までに納入

※延納：納付困難な事情に応じて、納期限を前期は最長9月末まで、後期は最長2月25日までの範囲内で延長

2 申請対象者

次の①と②の両方に該当する者

① 経済的理由により授業料の納付が著しく困難な者

※新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変した場合を含む。

② 国の修学支援新制度（授業料減免と給付型奨学金のセット）の認定を受けているか、新規申請予定の者（対象とならないことが資料等で客観的に明らかな場合を除く。）

※2年生以降は、上記のほか次の要件が加わりますので、留意ください。（詳細は12ページからの制度概要を参照）

- ・成績要件を満たす者
- ・前期の期間中に標準修業年限（休学期間を除く）を超えない者

※ 各要件について該当するかどうか分からない場合は、所属キャンパスの学務担当課に相談してください。

3 申請方法

申請者本人が、下記申請期間中に持参又は郵送により申請

《送付・提出先》

持参の場合：所属キャンパスが指定する窓口

郵送の場合：所属キャンパスが指定する窓口

※ 持参による方が確認や相談が円滑に進められますが、新型コロナウイルスへの感染防止のため、郵送でも受け付けます。代理人による申請等は原則として受け付けできません。

4 申請期間

所属キャンパスの指定する期間 および 受付時間（持参の場合） を
確認してください

5 提出書類

次ページの表を参照し、書類を揃えて提出してください。

6 決定の通知

国制度と大学独自制度の両方を申請した場合、最終的な減免決定内容（非該当の場合を含む）は、両方の判定結果が出てから減免割合が有利な方を採用して通知します。

11 ページの表に記載した決定時期を目安として、郵送により決定の結果を通知します。

※ 申請書類提出後、転居（本人・保護者等）した場合は、学務担当課の窓口で住所変更の手続きを行うとともに、結果通知用封筒の住所訂正を申し出てください。

■入学料の減免について

本学の独自制度では、国の修学支援新制度（国制度）と同様、新入生で前期授業料減免の対象となる者には、入学料についても減免を行います。ただし、家計急変による場合は、家計急変が入学前（令和4年3月以前）に生じていることが必要です。

なお、入学料は、国制度で全額免除とされた者を除き納付済みですので、前期授業料の減免判定結果が全額免除又は半額免除となった者で、入学料に当該減免割合を適用して計算すると納付済みの入学料を下回る場合は、納付済額との差額を還付します。

※ 今回の前期授業料の減免申請書は入学料の減免申請書を兼ねていますので、別途の申請は不要です。

※ 資料を読んで、よくわからない部分がある場合は、所属キャンパスの学務担当課に問い合わせ、申請が適切に行えるように努めてください。

【提出書類】

表に記載した書類のうち、該当するものをすべて揃えてください。

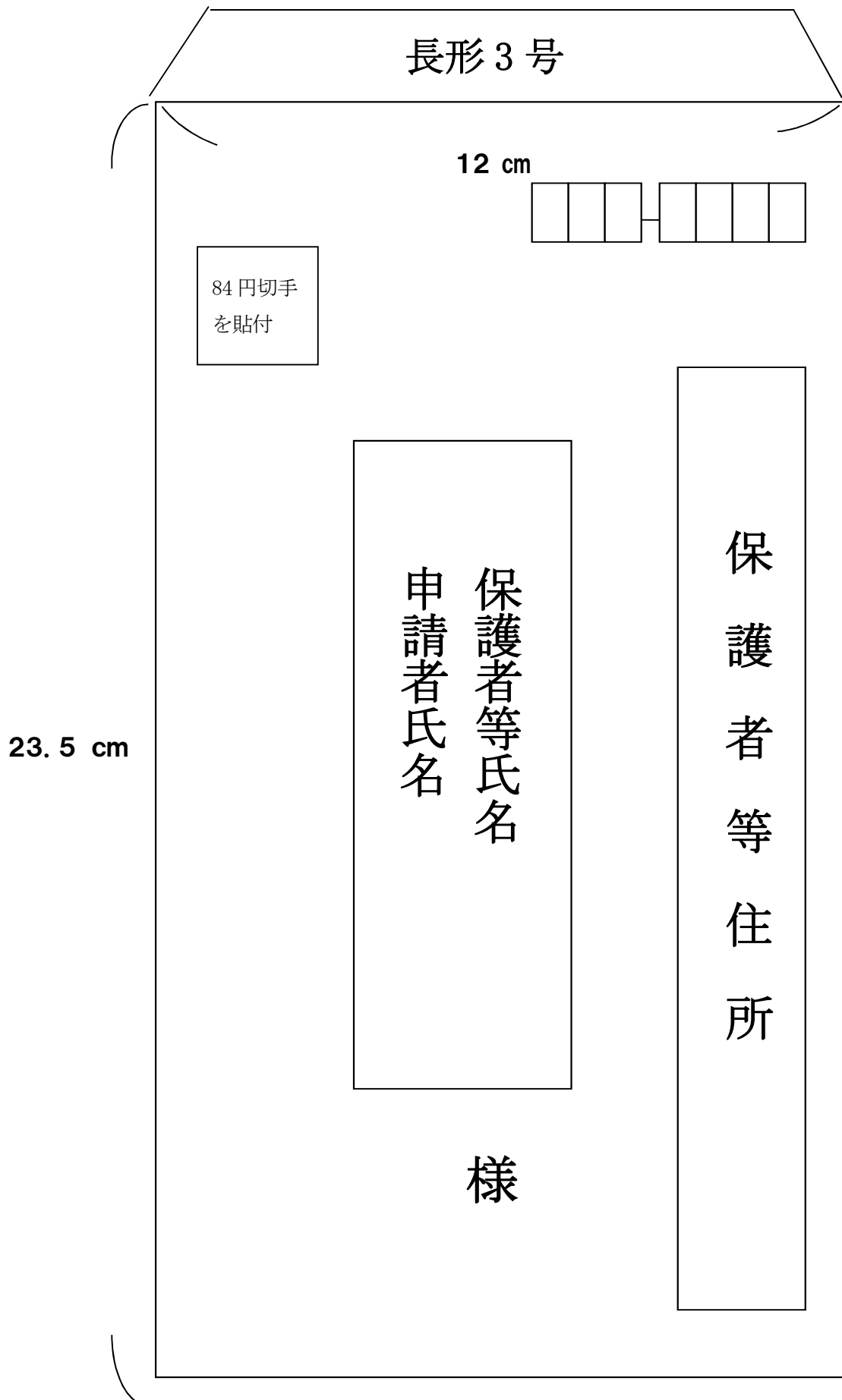
	提出書類	留意事項
提出必須書類	① 授業料免除申請書	原則、申請者本人が記入してください。
	② 世帯全員の住民票 又は 住民票記載事項証明書 (市区町村役所・役場が発行)	申請者本人および生計維持者とその扶養親族「全員」のもの(原本)
	③ 市町村民税課税証明書(所得及び所得控除の内訳が記載されているもの) (市区町村役所・役場が発行)	最新で発行できる左の証明書(原本) 所得の有無にかかわらず、申請者本人と、生計維持者(原則父母)の分 ※家計急変による場合は、直近の収入関係書類も必要です。詳細は、学務課に相談してください。
	④ 奨学金受給状況申立書	日本学生支援機構及び民間の奨学金の申請・受給状況について、所定の様式に記載してください。
	⑤ 結果通知用封筒 (結果を通知する宛名を記入)	長形3号(12cm×23.5cm) ※別紙記入例を参照
申請者を含め、生計維持者とその扶養親族に該当者がある場合の提出書類	⑥ その他収入関係書類	③の証明書に記載されていない収入(所得)がある場合の内容及び金額を証する書類 ※遺族年金、障害年金等の非課税収入(所得) ※所得未申告により記載のない収入(所得)等
	⑦ 扶養申立書	③の証明書に記載されていない扶養親族がある場合、様式例を参考に作成してください。
	⑧ 生活保護受給者の書類	最新の保護決定(変更)通知書(コピー) (扶助額等受給額が記載されたもの)
	⑨ 就学者の自宅外通学を証明する書類(申請者本人を除く就学者の兄弟姉妹がある場合)	住民票は両親と同じだが、実際は別居している兄弟姉妹がある場合、それぞれについて賃貸契約書のコピー (居住者名と住所がわかるページをコピー)
	⑩ 在学証明書(原本) (申請日より3か月以内に発行されたもの)	申請者本人以外の兄弟姉妹が就学者の場合は、所属の学校で発行を受けてください。 ※中学生以下は不要
	⑪ 障害者に関する証明書類	・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のコピー ・直近の障害年金額がわかる書類(コピー)
	⑫ 長期療養者に関する証明書類 (申請時現在療養中であること)	医師等による証明書(原本) ※6か月以上療養していることが記されていること 領収書のコピー(直近1年間分)
	⑬ 主たる家計維持者の別居(単身赴任)費用に関する書類	単身赴任先の住居費、光熱水費、家具・家事用品の領収書のコピー(直近1年間分)

上記書類のほかに、内容確認のため、追加の書類を提出していただく場合があります。

申請内容が事実と相違することが確認された場合は、許可した日にさかのぼり免除等を取り消します。

結果通知用封筒記入例

- ①学部生は保護者等宛。大学院生、留学生は申請者本人宛
- ②敬称に「様」を記入
- ③84円切手を貼付



授業料・入学料免除等申請書

兵庫県公立大学法人理事長 様

令和 年 月 日

令和4年度前期授業料の（※全額免除又は半額免除・月額分納・延納）及び入学料の全額免除又は半額免除をお願いいたしたく必要書類を添え保護者等の連署をもって申請します。

※希望する項目に○印（複数選択可、月額分納・延納はどちらか一方のみ。○未記入の項目は判定しません。）

① 申請者	氏名	学部		学科				
		学年	年	学籍番号				
	現住所	〒		国の修学支援制度の該当区分				
	携帯番号		メールアドレス					
② 保護者等	氏名			本人との続柄				
	現住所	〒		電話番号				
③ 生計維持者とその扶養親族の状況	区分	続柄	氏名	年齢	職業	勤務先	収入金額	
	生計維持者						円	
								円
	就学者以外							
	就学者	続柄	氏名	年齢	在 学 校 名		学年	通 学 別
					立			※自宅・自宅外
				立			※自宅・自宅外	
				立			※自宅・自宅外	
	本人			兵庫県立大学			※自宅・自宅外	
④ 家庭の事情	授業料免除等を希望するに至った家庭の事情その他説明を要する事項（具体的に）							
	生計維持者が無職又は失業の場合			就職の見込／有・無		現在の生活費の出所		
	身体障害者関係	手帳番号	本人（ ）		家族 人（ ）			
	長期療養者関係	氏名	病名		期間			
	療養に要した経費（申請時に領収書と診断書を添付してください。） 経費 円 ※診断書等で長期療養と証明された療養の経費に限る							

⑤ 公的証明書に記載のない収入の状況（年間）	収入の種類		金額	備考			
			円				
			円				
			円				
			円				
			円				
			円				
			円				
			円				
			円				
	収入計		円				
	⑥ 生活費の状況（本人）	平均的な一か月の生活費	収入	家庭より	円	支出	食費
アルバイト				円	家賃（光熱費）		円
奨学金				円	通学交通費		円
				円	授業料		円
				円	学習費		円
				円	交際費		円
				円	電話・携帯		円
その他				円	その他		円
計				円	計		円
不足する場合の補充方法 （具体的に記入）							
過去の免除結果	2018年前期／全免・半免・不許可・未申請			2018年後期／全免・半免・不許可・未申請			
	2019年前期／全免・半免・不許可・未申請			2019年後期／全免・半免・不許可・未申請			
	2020年前期／全免・半免・不許可・未申請			2020年後期／全免・半免・不許可・未申請			
	2021年前期／全免・半免・不許可・未申請			2021年後期／全免・半免・不許可・未申請			

注）家計急変事由がある場合は、申し出て下さい。

奨学金受給状況申立書

学籍番号 _____

氏名 _____

1～4 の全てについて、現在の状況を記入してください。

1. 日本学生支援機構奨学金 給付金制度（学部生のみ回答）

申請した 申請していない → シミュレーションで対象外
 →シミュレーションの対象外が確認できるページのコピーを添付
 その他
 →必ず申請してください
 ※申請がない場合は、大学独自の授業料免除は許可されません

【申請した場合の結果】

区分Ⅰ → 本学の授業料免除の申請は不要
 区分Ⅱ
 区分Ⅲ
 不許可 → シミュレーションを行ってください。対象外の場合、確認できるページのコピーを添付。
 ※シミュレーションで区分に該当する場合は必ず申請してください。申請がない場合は、大学独自の授業料免除は許可されません。

2. 日本学生支援機構奨学金 第一種

受給している, 受給していない

【受給していない場合】 ※（『第一種がダメなら第二種』で申請し、第二種のみ採用された場合は、第一種は申請して不採用となったものとして取り扱う）

- 入学後申請していない
- 現在申請中 ⇒〔二種のみ、一・二種併用、一種がダメなら二種〕
- 入学前に予約申請→不採用
- 入学後に申請→不採用（ 年度）
- 受給していたが辞退、停止または廃止した
- 下記の理由で受給する資格がない

理由： _____

3 日本学生支援機構奨学金 第二種

受給している, 受給していない

【受給していない場合】 ※（『第一種がダメなら第二種』で申請し、第一種で採用された場合は、第二種は申請していないものとして取り扱う）

- 入学後申請していない
- 現在申請中 ⇒〔二種のみ、一・二種併用、一種がダメなら二種〕
- 入学前に予約申請したが不採用
- 入学後に申請したが不採用（ 年度）
- 受給していたが辞退、停止または廃止した
- 下記の理由で受給する資格がない

理由： _____

4. その他 日本学生支援機構以外の奨学金（民間、地方自治体奨学金 等）

受給している, 受給していない

【受給している場合】

- ・ 奨学金名称 _____
- ・ 月額 _____ 円（ 年 月から）
- ・ 日本学生支援機構奨学金との併給（ 可 ・ 不可 ）
- ・ 大学を経由せず直接申込みしたものは、採用決定書（名称、奨学金額、他の奨学金との併給可否が記載されているもの）の写しを添付してください

様式例

扶 養 申 立 書

世帯員である〇〇 [及び〇〇] は、税法上の扶養親族として記載されていませんが、これは、(理由を記載/例：私の所得との関係で申告を要しなかったため) であり、実際には私が扶養しています。

申し立てた内容が事実と反していた場合には、授業料等減免の決定を取り消されても異議ありません。

令和 年 月 日

(生計維持者)

住 所

氏 名 (署名又は記名押印)

令和4年度 授業料等減免制度の概要について

学部生に対する授業料等減免制度については、国が給付型奨学金とセットで行う修学支援新制度（以下「国制度」と言います。）と、国制度ができる前から本学が独自に行ってきた制度（以下「独自制度」と言います。）の二つの制度があります。

国制度では留学生と高校卒業後一定期間が経過している者は対象となりませんが、独自制度では国制度の対象外となる学部生を含む全ての正規生を対象としています。また、国制度と独自制度とでは、減免基準が異なるため、学生の生計維持者の世帯構成や収入構造等により、国制度の方が有利な場合もあれば、独自制度の方が有利な場合もあります。

このため本学では、国制度を優先しつつ、国制度の対象とならない者や独自制度の方が有利な者には独自制度を適用して、より充実した修学支援に努めています。

1 両制度の性格

(1) 国制度

「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき令和2年4月に創設された制度で、意欲のある学生が経済的な理由で修学を断念せずにするよう、授業料等の減免と給付型奨学金の支給により修学を支援するものです。

対象者の認定を行い奨学金の支給を行う日本学生支援機構（以下「機構」と言います。）と大学が連携し、機構が認定した対象者に対し、大学が授業料の減免を行います。

(2) 独自制度

独自制度による授業料減免は、国制度の活用や機構等の給付型奨学金や貸与型奨学金を受給しても、なお授業料の納付が困難な学生を対象としており、国制度や奨学金制度の活用を前提としています。ただし、国制度や奨学金の受給要件に該当しないため活用ができない者のほか、特別な事情で活用をしない者についても活用する者との取扱いの公平を図った上で、申請を認めています。

2 両制度の概要

別紙のとおり

3 両制度の申請区分

(1) 国制度の対象学生

国制度の減免基準に該当する場合は、授業料減免と給付型奨学金の支給とがセットで受けられますので、必ず国制度に申請してください。その上で独自制度の方が有利な割合で授業料減免を受けられる可能性がある場合は、独自制度にも申請してください。

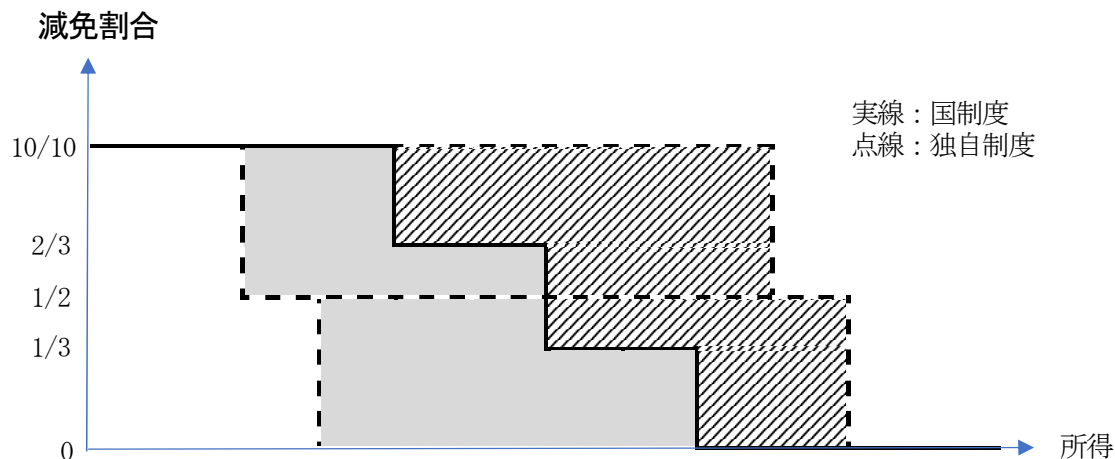
国制度の対象となる可能性があるにもかかわらず、独自制度の申請のみを行う場合は、独自制度の授業料免除は許可されません。

《独自制度の申請は国制度に申請することが条件》

(2) 国制度の対象外の学生

国制度の方は申請できませんので、独自制度の減免基準に該当する可能性があり、減免を受けることを希望される場合は、独自制度のみ申請してください。

【両制度の所得と減免割合の関係イメージ】



※ 点線で囲まれた独自制度の網掛けエリアは、世帯構成や収入構成等の違いによって、減免割合が国制度よりも有利か不利かが世帯ごとに変動する部分（実際には国制度も同様に変動するが本図では固定）。

独自制度の方が国制度よりもカバー範囲が広がる斜線部分は、本学が単独又は国制度に上乗せして減免。

4 スケジュール等

新入生に対する令和4年度前期授業料の減免については、次頁の表に記載したスケジュールで申請を受け付け、判定・結果通知・授業料納付（全額免除の場合を除く。）の手続きを進めます。

当該申請期間後に家計急変が生じた場合は、前期授業料の納期限（5月末日）までは随時に申請を受け付けます。

【新入生に係る減免申請の受付期間とその後の予定】

区分		国制度		独自制度	
		継続	新規	国制度新規申請 予定あり	国制度新規申請 予定なし
継続 願	申請 期間	令和4年 3月			
	決定	5月中旬			
	納付 期限	5月末			
通常 申請	申請 期間		令和4年 4月 ～①4月末 ②5月末	所属キャンパス の指定する期間	同左
	決定		7月中ごろ	同左	同左
	納付 期限		7月末 (又は8月末)	同左	同左
家 計 急 変	申請 期間	随時		通常の申請期間のほか、前期授業料の納期限（5月末）まで随時 ※月額分納・延納を認められた者で、家計急変が生じた場合は所属キャンパスの学務担当課に相談すること	
	決定	適宜		随時申請の場合は適宜	
	納付 期限	その都度指定		随時申請の場合はその都度指定	

※ 国制度のスケジュールは想定のため、実際とは違う場合もあります。

※ 本スケジュールは、あくまで目安として整理したものです。実際の手続等は、所属キャンパスの指定に基づいて行ってください。

※ 国制度と独自制度の両方の申請をした場合、最終的な減免決定内容（非該当の場合を含む。）は、両方の判定結果が出てから減免割合が有利な方を採用して通知します。

令和4年度 授業料等減免制度の概要

		国制度	独自制度
対象学生		学部生（留学生・多浪生を除く）	全ての正規生（大学院生、留学生含む）
免除対象		入学料及び前期・後期授業料	同左
免除等の種類		全額免除・2/3免除・1/3免除	全額免除・半額免除 月額分納・延納（授業料のみ）
減免基準	判定指標	本人及び生計維持者（原則父母）の市町村民税所得割額（調整後）の合計額＝支給額算定基準額	本人及び生計維持者（原則父母）の収入（所得）の合計額＋奨学金利用可能額－家庭状況に応じた特別控除額＝認定総所得金額（注1）
	基準	支給額算定基準額 ・全額免除（第Ⅰ区分） 0円（非課税） ・2/3免除（第Ⅱ区分） 100円以上25,600円未満 ・1/3免除（第Ⅲ区分） 25,600円以上51,300円未満	全額免除・半額免除・月額分納・延納のそれぞれについて、認定総所得金額が世帯人員別に定める基準額以下（注2） ※認定総所得金額の算出方法が複雑であるため、具体的基準は公表せず、モデル世帯の適用例を提示
	収入等の基準年	前年度（今回は令和3年度）市町村民税＝前々年（今回は令和2年）収入（所得）を基礎 ※ただし、新型コロナウイルス感染症の影響等の特別の事情により、家計急変（家計収入の一定程度以上の減少）がある場合は、急変後の収入により判定（注3）	前々年（今回は令和2年）収入（所得） ※同左
その他要件	資産要件	生計維持者が2人以上の場合 2,000万円未満 生計維持者が1人の場合 1,250万円未満	なし
	成績要件	あり（機構の案内を参照）	あり（注4）
	適用可能期間	標準修業年限（学部生は4年間）を超えない期間（休学期間を除く）	標準修業年限を超えない期間（休学期間を除く）（注5） ・学部生：4年間 ・博士課程前期・修士・専門職学位課程の学生：2年間 ・博士後期課程の学生：3年間

注1) 認定総所得金額

認定総所得金額＝①本人及び生計維持者（原則父母）の収入（所得）の合計額＋
②奨学金利用可能額－③家庭状況に応じた特別控除額

① 本人及び生計維持者（原則父母）の収入（所得）の合計額

各収入（所得）合算対象者の年間収入（所得）額（今回は令和2年分）の合計額

※ 年間収入（所得）額は、基本的には、それぞれについての公的証明書（市町村民税課税証明書）に記載された額になるが、未申告や非課税所得であること等により、公的証明書に記載されていない収入（所得）がある場合は、当該収入（所得）を加算する。

※ 生計維持者は、原則父母（父母ともいる場合は2人とも。同居の有無は問わない。）とするが、具体的な取扱い、国制度と同様につき、機構ホームページに掲載されている生計維持者の考え方やQ&Aを参照のこと。

② 奨学金利用可能額

奨学金の区分に応じて、次の額を加算する。

ア 国制度の給付型奨学金

支援区分に応じた給付型奨学金の額

イ 機構の貸与型奨学金（第一種・第二種）

受給可能な最高額（アの給付型奨学金受給者は併給可能額）

※ 貸与型奨学金が不採用で受給できない等の理由がなければ、同奨学金を受給していない者も受給しているものとみなして奨学金相当額を加算

ウ その他の奨学金

受給している奨学金の受給可能な最高額

③ 家庭状況に応じた特別控除額

母子・父子世帯、就学者のいる世帯、障害者のいる世帯、長期療養者のいる世帯、主たる家計維持者が別居している世帯、火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯について、それぞれ一定額を控除する。

注2) 世帯人員

申請者本人及び生計維持者とその扶養親族の合計数

※ 扶養親族数は、原則として、生計維持者の市町村民税課税証明書又は所得証明書の所得控除欄に扶養親族として記載されている者（就学生以外の非同居者を除く。）の数。ただし、未申告や時点の違い等により公的証明書への記載はないが扶養の実態がある場合は、扶養申立書により認定する。

注3) 家計急変制度

【対象事由】（国制度と同様につき、詳細は機構の取扱いに準じる。）

A 生計維持者の一方（又は両方）が死亡

- B 生計維持者の一方（又は両方）が事故または病気により、半年以上就労が困難
 C 生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業の場合に限る。）
 D 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、①上記A～Cのいずれかに該当、又は、②被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した場合であって上記A～Cのいずれにも該当しない場合、公的支援の受給証明書等の提出があれば、Dに類するものとして取り扱う。（公的証明書の提出ができない場合は、個々の事情に応じて判断）

【家計急変の目安】

上記の事由による生計維持者の収入減少が学期内は継続し、本人及び生計維持者（原則父母）の急変後の年間収入（所得）の合計額が、通常の基準年と比較して20%以上減少する見込みであること。

【判定方法】

上記に該当する場合、①通常分の年間収入（所得）に係る公的証明書、②家計急変前後の月分（原則として急変前は1か月分、急変後は提出可能な直近月分まで）の収入を証する書類（給与明細、事業に係る帳簿等）により、年間収入（所得）見込額を推計し、注1の認定総所得金額を算出して判定

注4）成績要件

在籍する学部において、該当する学年の進級時までには下表に記載の標準単位数（休学期間がある場合は、その期間を考慮した単位数）以上を修得していること。

満たさない場合は、授業料免除等は受けることができない。また、就学態度が良好と認められない場合も同様。

学 部	2 年 生	3 年 生	4 年 生	卒業所要単位数
国際商経学部	31	62	93	124
社会情報科学部	31	62	93	124
経済学部	—	—	98	130
経営学部	—	—	99	132
工学部	31	62	93	124
理学部	32	64	96	127
環境人間学部	33	65	98	130
看護学部	33	65	97	129

※ 学年は、進級後の令和4年度における学年。

※ 標準単位数は、それぞれ、 $[\text{卒業所要単位数} \times (\text{学年} - 1) / 4]$ （小数点以下の端数切上げ）で算定したもの（1年生は当該要件なし）

※ 今回修得をしていれば、これまでの進級時における修得の有無は問わない。

※ 上記にかかわらず、標準単位数を修得していない学生が新型コロナウイルス

感染症の影響による家計急変に該当する場合は、特例的に学修計画書の提出をもって家計急変制度での申請を認める。

(注5) 適用可能期間

留年期間や休学期間がある場合の授業料免除等の適用可能期間の例は、以下のとおり。

【適用可能期間の例 (学部生)】

例	期間区分	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
通常	在学期間	←————→				△
	適用期間	←————→				△
3年目に 1年間留年	在学期間	←————→ 留年				△
	適用期間	←————→				■
3年目に 1年間休学	在学期間	←————→ 休学				△
	適用期間	←————→		— —	←————→	
2年目に 半年間休学	在学期間	←————→ 休学				△
	適用期間	←————→		—	←————→	

- ・留年期間がある場合は、留年期間を含めて4年
- ・休学期間がある場合は、休学期間を除いて4年
- ・網掛け部分は、標準修業年限を超えるため減免が受けられない期間

※ 上記にかかわらず、留年により本来適用対象とならない以下の学生が、新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変に該当する場合は、当該年に限り、特例的に学修計画書の提出をもって家計急変制度での申請を認める。

《適用可能期間の特例 (学部生)》

- ・学部生で入学後5年目の4年生

モデル世帯における授業料減免の適用例

以下は学部生のモデルケース（収入には奨学金は含まない）

4人世帯の場合

- ケース1 全額免除
世帯：父・母・本人(自宅通学)・弟(中学生)
収入：父(給与) 330 万円・母(給与) 100 万円・本人(給与) 70 万円
特別控除：本人自宅通学控除、中学校控除

- ケース2 全額免除
世帯：父・母・姉(大学生自宅外)・本人(自宅外通学)
収入：父(自営) 170 万円・母(給与)114 万円・本人(給与)71 万円
特別控除：姉自宅外通学控除、本人自宅外通学控除

- ケース3 半額免除
世帯：父・母・本人(自宅通学)・弟(小学生)
収入：父(給与) 440 万円・本人(給与) 80 万円
特別控除：本人自宅通学控除、小学校控除

- ケース4 半額免除
世帯：父・母・兄(大学生自宅外)・本人(自宅通学)
収入：父(自営) 195 万円・母(給与) 315 万円・本人(給与) 40 万円
特別控除：兄自宅外通学控除、本人自宅通学控除

- ケース5 不許可
世帯：父・母・本人(自宅外通学)・弟(高校生)
収入：父(給与) 494 万円・母(給与) 112 万円・本人(給与) 37 万円
特別控除：本人自宅外通学控除、高校通学控除

3人世帯の場合

- ケース6 全額免除
世帯：母・姉(大学生自宅外)・本人(自宅通学)
収入：母(給与) 450 万円・姉(給与) 96 万円・本人(給与) 30 万円
特別控除：母子家庭控除、姉自宅外通学控除、本人自宅通学控除

- ケース7 半額免除
世帯：父・母・本人(自宅外通学)
収入：父(給与) 270 万円・母(給与) 135 万円・本人(給与) 100 万円
特別控除：本人自宅外通学控除

※ 上記はモデルケースであり、個々の状況で必要経費や特別控除が異なります。
※ 不許可の場合でも延納、分納を希望していれば延納、分納の対象になる場合があります。